

## 様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 30日

福井県知事 殿

提出者

住所 〒912-0013  
福井県大野市堂本15-27-1氏名 豊実精工株式会社 福井大野工場  
工場長 氣賀澤 達

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0779-66-5001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 豊実精工株式会社 福井大野工場

事業場の所在地 福井県大野市堂本15-27-1

計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 E24：金属製品製造業

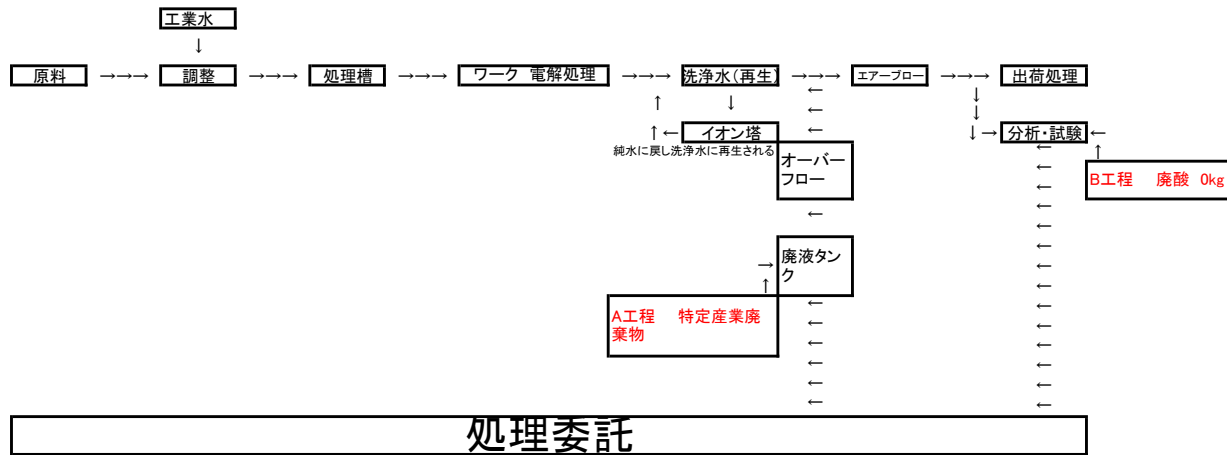
②事業の規模 製造品出荷金額：41,491万円

③従業員数 43人

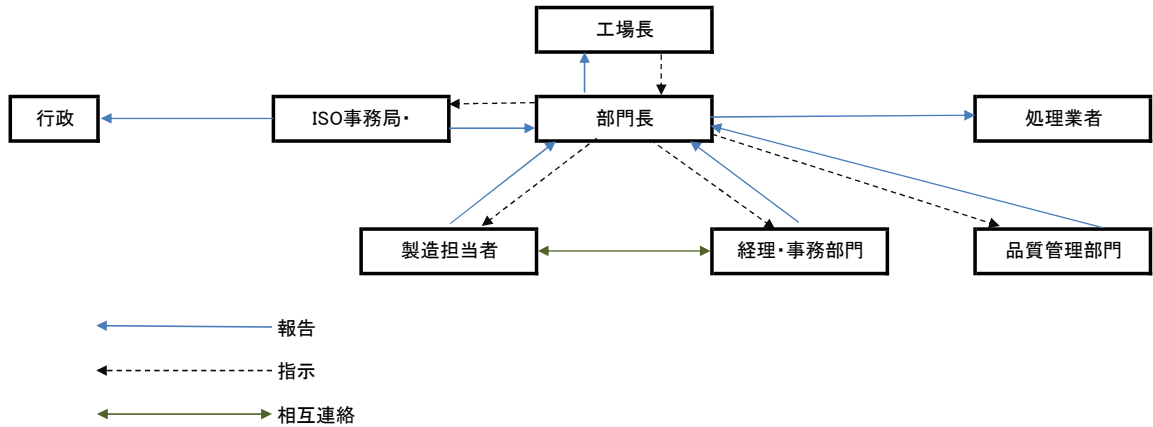
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

[産業廃棄物発生フロー]



管理体制図及び各部署の役割



役割

部署	役割
工場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の発生から処分に至るまでの統括的に把握管理</li> <li>産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する提案、実施</li> <li>各部署の調整及び指示</li> </ul>
部門長	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の発生、種類ごとの発生量、排出量をチェック、集計</li> <li>処理施設の点検、検査</li> <li>処理業者委託量、マニフェストの管理</li> <li>産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する管理</li> <li>処理業者の手配、記録、管理等</li> <li>各部署の連絡、指示</li> <li>上記内容を工場長に報告</li> <li>各部署の連絡を工場長に報告</li> </ul>
ISO事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政に対する報告書等</li> <li>処理施設事業内・外の定期査察</li> <li>産業廃棄物の分析及び環境の分析、測定</li> <li>上記内容を部門長に報告</li> </ul>
製造担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管施設での保管量の把握、記録</li> <li>各現場の施設の維持点検</li> <li>上記内容を部門長に報告</li> </ul>
品質管理部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程の研究開発</li> <li>産業廃棄物の減量化の調査</li> <li>上記内容を部門長に報告</li> </ul>
経理・事務部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の処理費用算出</li> <li>委託料金の支払い方法による業者管理</li> <li>上記を部門長に報告</li> </ul>

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（2023年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	排出量	280 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・洗浄工程時の廃酸をイオン塔により純水に変換し、再度洗浄水として、水の再利用を行っている。 ・ISO14001にて管理、運用を行っている ・フィルター交換等を実施した。取り組み意識を変化おかげで約50t排出量が減った。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	排出量	92 t	0.01 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き排出量を減らす意識をしていく。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) ・弊社では1種類の廃酸しかなく、廃酸を使用している施設は配管が独立しており、外に流れないよう循環、水の再利用を行っている。イオン塔交換時や貯水タンクのオーバーフロー時は廃液タンクに溜まるようになっている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) ・現状維持

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	約210 t	- t
	（これまでに実施した取組） ・洗浄工程時の廃酸をイオン塔により純水に変換し、再度洗浄水として、水の再利用を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	280 t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・イオン塔に不純物（油、ヘドロ等）が流れないように、使用した洗浄水が溜まる貯水タンクの洗浄、フィルターを置くなど行い、イオン塔を長持ちするよう取り組み、水の再利用する量を増やす取り組みを引き続き実施する。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） ・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	全処理委託量	70 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	54 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	- t
(これまでに実施した取組) ・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、全て中和・無害化処理を行っている。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の廃酸	廃酸
	全処理委託量	45 t	0.01 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	45 t	0.01 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現状維持			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	<b>【前年度（2023年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	280 t	
(今後実施する予定の取組) ・現在電子マニフェストで管理しているので引き続き運用していく。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。